



日刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.2.16 No. 3740

公判闘争を全力で!

20名の解雇撤回 85.11第一波スト公判 控訴審に勝利するぞ!

二月六日、東京高裁において、二〇名の不当解雇者の解雇撤回を求める八五年一月第一波スト公判控訴審第一回公判が行なわれた。公判には、原告・弁護団を先頭に傍聴者三六名が結集し、裁判の行方を鋭い目で見守った。

昨年の六月二五日の千葉地裁判決においては、七名の仲間の解雇無効をかちとった。しかし、一三名の仲間に対しては、請求棄却という反動判決が下された。われわれは、七名の勝利を打ち固めるとともに、一三名の仲間の請求棄却という反動判決を許さず、控訴審闘争を全力でたたかうものである。

第一回公判では、組合側から「公労法一七条の違憲性」「公労法一八条の解釈及び適用の誤り」を中心に一番の判決の誤りを指摘し、さらに一三名の仲間の当日の行動等を中心に主張してきた。

これに対し、当局側は、「…：再建管理委員会の最終答申が公表され、その実施に向けて全社的に総力を傾注していたのであって、当時国鉄・分割民営化に強硬に反対していた国労でさ

え、かかる客観情勢に抗しえないことを認識し、列車影響を生じせしめるような違法ストの実施を差し控えたにもかかわらず、ひとり動労千葉のみが千葉局長の再三にわたる警告無視し、本件ストライキを強行した。」等として、われわれのストを口汚く罵る主張を展開しているのである。

公判終了後の報告集会では、弁護団から鈴木先生、清井先生、葉山先生が発言し、「公労法最後の事件として、公労法一七条と全面的に闘う。一三名の請求棄却の本質は、分割・民営化の攻撃、分割・民営化は破綻していることは現在明らかとなっている。」との決意が出され、また、原告それぞれから「解雇撤回にむけ最後まで闘うのでよろしくご支援をよろしく。」との決意を受けた。

次回公判においては、分割・民営化の問題点を全面的に明らかにしていく予定である。いよいよ控訴審の攻防に入った第一波スト公判、清算事業団公判とともに勝利を目ざし、全力で闘おう。

石川一雄さん奪還 ハリスト・支援・防衛にたとう!

二月七日の狭山東京集会(小岩)は、地元江戸川支部と杉並支部(準)が中心となり二八〇名を結集し熱気と決意あふれる決起集会としてかちとられた。

動労千葉からは、新小岩支部の仲間を先頭に十五名が参加し、関前支部長が連帯の挨拶を行い「今後も交流・連帯を深める」ことを表明し全体から拍手をうけた。

緊迫化する狭山再審棄却策動の情勢を見すえ、獄中で不屈に闘い続ける石川さんの楨に必ずつ奪還することを誓いあい「一万人署名」「ハリスト」等を貫徹することを確認し終了した。



部落解放同盟全国連合会 27東京集会かちとる!

2・28 分割・民営化攻撃 10年を問う シンポジウムに 集ろう!